国立大学法人電気通信大学情報公開取扱規程

平成13年 4月 1日

改正

平成16年 4月 1日 平成23年 3月29日 平成17年 1月11日 平成26年 2月26日 平成18年 4月19日 平成28年 3月23日 平成20年 1月11日 平成30年 3月30日 平成20年 4月 1日 平成31年 3月28日 平成21年 4月 1日 令和元年 7月18日

平成22年 4月20日

(趣旨)

第1条 国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)における情報公開の実施に係る取扱いについては、法令及び別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する法人文書をいう。
- 2 この規程において、「部局等」とは、国立大学法人電気通信大学組織規則第8条及び 第14条から第24条までに定める組織をいう。

(受付)

- 第3条 本学が保有する法人文書について開示請求があった場合は、電気通信大学情報公開室(以下「情報公開室」という。)において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。
 - (1) 本学が保有する法人文書の開示を請求する者(以下「開示請求者」という。) に対し、国立大学法人電気通信大学法人文書管理規程第16条に規定するもののほか法人文書の特定に資する情報の提供その他開示請求者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
 - (2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙第1号様式の法人文書開示請求書 (以下「開示請求書」という。)を提出させるとともに、第8条第1項第1号に定め る開示請求手数料を請求するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の 不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることが できる。
 - (3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手 数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保 有する部局等に送付するものとする。

(開示等の検討)

第4条 学長は、別に定める開示・不開示(以下「開示等」という。)の審査基準に基づ

き開示等の決定を検討するに当たって、当該法人文書を保有する部局等の長の意見を求めるとともに、必要に応じて電気通信大学情報公開・個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)に意見を求めるものとする。

(開示等の決定)

- 第5条 本学は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった 日から30日以内に開示等の決定をするものとする。
- 2 本学は、法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長 するときは、別紙第2号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。
- 3 本学は、法第11条の規定により開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分を除く 残りの部分について、決定する期間を延長するときは、別紙第3号様式により当該開示 請求者に通知しなければならない。
- 4 本学は、法第12条第1項又は法第13条第1項の規定により事案を他の独立行政法 人等又は行政機関の長に移送するときは、別紙第4号様式により当該開示請求者に通知 しなければならない。
- 5 本学は、法第14条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、 別紙第5号様式により当該第三者に通知しなければならない。
- 6 本学は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙第6号様式により当該第三者に通知しなければならない。
- 7 本学は、開示等の決定をしたときは、別紙第7-1号様式、別紙第7-2号様式又は 別紙第7-3号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

(開示の実施方法)

- 第6条 法第15条第1項及び第2項の規定に基づく開示実施方法は別表に定める。 (開示の実施)
- 第7条 本学は、前条の規定により法人文書の開示を受ける者(以下「開示を受ける者」という。)から別紙第8号様式による開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は 法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別紙第9号様式による更なる開示の 申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。
- 2 前項の規定により開示を実施するときは、第8条第1項第2号に定める開示の実施に 係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)を徴収するものとする。
- 3 法人文書の開示は、情報公開室における閲覧又は写しの交付により実施するものとする。この場合において、開示を受ける者は、希望する開示の実施方法を申し出るものとする。
- 4 前項の写しの交付の方法による法人文書の開示の実施の場合において、郵送料は開示を受ける者の負担とし、郵便切手で徴収するものとする。

(開示手数料の額等)

- 第8条 前条の規定により開示を実施するときは、次の開示実施手数料を請求するものとする。
 - (1) 開示請求手数料 開示請求手数料に係る法人文書1件につき300円
 - (2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき金額は、別表左欄の法人文書の種別、中欄に掲げる開示の実施方法によって、それぞれ右欄に定める額とする。(複

数の実施方法により開示を受ける場合に当たっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)ただし、基本額(法第15条第5項の規定により、更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円までに達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって、すでに開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は、当該基本額から300円を減じた額とする。

- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書として行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号のただし書きの規定の適用については当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額を加えた額を基本額とみなす。
 - (1) 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の 目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間 が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る) の集合物をいう。)
 - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 前項に掲げる開示請求手数料及び開示実施手数料は、現金又は本学が指定する銀行口座への振込みにより納付するものとする。この場合において、納付に要する費用は、開示請求者(開示実施手数料の納付にあっては開示を受ける者)の負担とする。

(開示実施手数料の減額等)

- 第9条 学長は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、開示 実施手数料を減額又は免除をすることができる。この場合、必要に応じて委員会の意見 を求めるものとする。
 - (1) 法人文書の開示を受けるものが経済的困難を理由に別紙第10号様式により開示実施手数料の減額又は免除の申し出があったとき。
 - (2) 開示決定に係る法人文書を一定の方法により一般に周知させることが適当であると認めるとき。
- 2 本学は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、別紙第11号様式により 当該開示を受ける者に通知しなければならない。

(移送された事案)

第10条 法第12条第2項の規定又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11年法律第42号)第12条第2項により他の独立行政法人等又は行政機関の長から 移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から 前条までの規定に準じて行うものとする。

(審査請求)

- 第11条 学長は、開示しない旨の決定等について審査請求があったときは、委員会の意見を求めるものとする。
- 2 本学は、法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問をした ときは、別紙第12号様式により審査請求人等(法第19条第2項各号に規定する者を

いう。以下同じ。) に通知しなければならない。

3 本学は、審査請求に対する裁決をしたときは、別紙第13号様式により審査請求人等 に通知しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年1月11日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。 附 則

この規程は、平成20年1月11日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年7月18日から施行する。

別表

別衣		
法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画(2		百枚までごとにつき100円
の項から4の項までま		1枚につき100円に12枚までごと
たは8の項目に該当す	紙に印画したものの閲覧	に760円を加えた額
るものを除く。)	ハ 複写機により複写したものの	用紙1枚につき10円(A2判につい
	交付(ニに掲げる方法に該当する	ては40円、A1判については80円)
	ものを除く。)	
	ニ 複写機により用紙にカラーで	用紙1枚につき20円(A2判につい
	複写したものの交付	ては140円、A1判については180
		円)
	ホ 撮影した写真フイルムを印画	1枚につき120円(縦203ミリメー
	紙に印画したものの交付	トル、横254ミリメートルのもの
		については、540円)に12枚まで
		ごとに760円を加えた額
	へ スキャナにより読み取ってで	1枚につき50円に当該文書又は図
	きた電磁気的記録をフレキシブル	画1枚ごとに10円を加えた額
	ディスクカートリッジに複写した	
	ものの交付	
	ト スキャナにより読み取ってで	1枚につき100円に当該文書また
	きた電磁気的記録を光ディスク	は図画1枚ごとに10円を加えた
	(日本産業規格 X 0606及び X 6281	額
	に適合する直径120mmの光ディス	
	クの再生装置で再生することが可	
	能なものに限る。)に複写したも	
	のの交付	
	チ スキャナにより読み取ってで	1枚につき120円に当該文書また
	きた電磁気的記録を光ディスク	は図画1枚ごとに10円を加えた
	(日本産業規格X6241に適合する	額
	直径120㎜の光ディスクの再生装	
	置で再生することが可能なものに	
	限る。)に複写したものの交付	
2 マイクロフィル	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
A	ロ 専用機器により映写したもの	1巻につき290円
	の閲覧	
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判につい
		ては140円、A2判については370
		円、A1判については690円)
3 写真フイルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメート
•	1	ı

		ル、横254ミリメートルのものに
		ついては、430円)
4 スライド(9の項	イ 専用機器により映写したもの	1巻につき390円
に該当するものを除	の閲覧	
<)	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメー
		トル、横254ミリメートルのもの
		については、1,300円
5 録音テープ(9の	イ 専用機器により再生したもの	1巻につき290円
項に該当するものを	の聴取	
除く)又は録音ディス	ロ 録音カセットテープに複写し	1巻につき430円
ク	たものの交付	
6 ビデオテープま	イ 専用機器により再生したもの	1巻につき290円
たはビデオディスク	の視聴	
	ロ ビデオカセットテープに複写	1巻につき580円
	したものの交付	
7 電磁的記録(5の	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
項、6の項又は8の項	ロ 専用機器により再生したもの	1ファイルにつき410円
に該当するものを除	の閲覧又は視聴	
<)	ハ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき10円
	(ニに掲げる方法に該当するもの	
	を除く。)	
	ニ 用紙にカラーで複写したもの	用紙1枚につき20円
	の交付	
	ホ フレキシブルディスクカート	1枚につき50円に1ファイルごと
	リッジに複写したものの交付	に210円を加えた額
	へ 光ディスク(日本産業規格 X	1枚につき100円に1ファイルご
	0606及びX6281に適合する直径12	とに210円を加えた額
	0mmの光ディスクの再生装置で再	
	生することが可能なものに限る。)	
	に複写したものの交付	
	ト 光ディスク(日本産業規格X	1枚につき120円に1ファイルご
	6241に適合する直径120mmの光デ	とに210円を加えた額
	ィスクの再生装置で再生すること	
	が可能なものに限る。) に複写し	
	たものの交付	
	チ 幅12.7ミリメートルのオープ	1巻につき7,000円に1ファイルご
	ンリールテープに複写したものの	とに210円を加えた額
	交付	
		1巻につき800円(日本産業規格X
	ープカートリッジに複写したもの	6135に適合するものについては

I	の交付	2,500円、国際規格14833、15895
	921	又は15307に適合するものにそれ
		ぞれ8,600円、10,500円又は12,9
		00円)に1ファイルごとにに210円
		を加えた額
	ヌ 幅8ミリメートルの磁気テー	1巻につき1,800円(日本産業規格
	プカートリッジに複写したものの	
	交付	は2,600円、国際規格15757に適
	ZD.	合するものについては3,200円)
		に1ファイルごとに210円を加え
		に17 / / / C C (C210円を加え た額
	<u>ル 幅3.81ミリメートルの磁気</u> テ	·
	ープカートリッジに複写したもの	
	の交付	するものについてはそれぞれ800
	の交刊	
		円、1,300円又は1,750円)に1フ
0 映画ラフェン	ノー古田松田により中でしたすの	アイルごとに210円を加えた額
8 映画フイルム	イ 専用機器により映写したもの	1巻につき390円
	の視聴	C 000円 (1C 2 H) 1 v 時 東マ
		6,800円(16ミリメートル映画フ
	したものの交付	イルムについては13,000円、35
		ミリメートル映画フイルムにつ
		いては10,100円)に記録時間10分
		までごとに2,750円(16ミリメー
		トル映画フイルムについては3,2
		00円、35ミリメートル映画フイ
		ルムについては2,650円)を加え
		た額
	イ 専用機器により再生したもの	1巻につき680円
音テープ(第9条第5項	-	
	ロビデオカセットテープに複写	
けるものに限る。)	したものの交付	場合にあっては、5,200円にその
		超える枚数1枚につき110円を加
		えた額)
備考 1の項ハ、2の項	質ハ又は7の項ハの場合において、「	両面印刷の用紙を用いるときは、

備考 1の項ハ、2の項ハ又は7の項ハの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、 片面を1枚として額を算定する。

法人文書開示請求書

国分子	一学注	Y	雷気通信大学	配
134 17. 7	\ /\	∕ \		W.Y

氏名又は名称	(法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)
(ふりがな)	

住所又は居所 (法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地) 〒
TEL:
連絡先 (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の氏名・住所・電話番号)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第3条の規定に基づき、 下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

(請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

2 (任意記載事項) 求める開示の実施の方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。 電磁的記録として保有する法人文書については、用紙に出力したものでの開示となります。

 ア 本学における開示の実施を希望する。

 <実施の方法> □閲覧 □写しの交付 □その他()

 <実施希望日> (元号) 年 月 日

 イ 写しの送付を希望する。

3 開示請求手数料

開示請求手数料は、法人文書1件につき300円です。

現金による納付(財務課出納係)又は本学の口座への振込により納付してください。なお、振込にあたっては依頼人を忘れずに入力してください。

(振込口座)

	受理日:	年	月	月		
	決定期限:	年	月	日		
事務使用欄	開示請求手数料:	3 0 0	円×	件:	円	
	開示請求手数料の)納付:				

<記載に当たっての注意事項>

1 氏名又は名称、住所又は居所

開示請求者の氏名、住所又は居所を記載してください。記載された氏名、住所又は居所により開示決定等通知を行います。記載事項について本学から照会を行うことがありますので、電話番号も記載してください。

2 連絡先

連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号を記載してください。(例:請求者法人の代表者、連絡先担当者)

3 開示を請求する法人文書の名称等

記載された内容に基づき該当する法人文書の特定を行いますが、法人文書が特定しがたい場合には記載事項に関して照会することがあります。開示を請求する法人文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

4 求める開示の実施方法等

法施行令第4条に基づく任意記載事項です。開示決定、部分開示決定の後に改めて「法人文書開示実施方法等申出書」により開示を実施する方法を申出る機会があります。

5 開示手数料について

法人文書1件につき300円です。ひと綴りにまとめられた複数の法人文書、又は相互に密接な関連を有する複数の法人文書の開示請求をひとつの開示請求書によって行う場合には、当該複数の法人文書が1件の法人文書とみなされますので、この場合にも300円となります。

6 担当課等

法人文書の名称等、開示手数料、記載方法等ご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

総務企画課法規·調査係

電話:042-443-5888

開示決定等の期限の延長通知書

殿

国立大学法人電気通信大学 印

年 月 日付けの開示請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示決定等を行う期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求のあった 法人文書の名称等							
延長後の期限	,	年	月	日			
延長の理由							

* 担当課等

総務企画課法規·調査係

開示決定等の期限の特例規定の適用通知書

殿

国立大学法人電気通信大学 印

年 月 日付けの開示請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号) 第 1 1 条の規定により、下記のとおり開示決定等を行う期間を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求のあった 法人文書の名称等	
開示決定等の期限 の特例(法第11条 の規定)を適用する こととした理由	
開示決定等をする 期限	年 月 日までに可能な分について開示決定等を行い、残りの分については、 年 月 日までに開示決定等を行う予定です。

* 担当課等

総務企画課法規·調査係

開示請求に係る事案の移送通知書

殿

国立大学法人電気通信大学印

年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)[第 1 2 条第 1 項]・[第 1 3 条第 1 項]の規定により下記のとおり移送しましたので通知します。

移送した事案の開示決定等及び開示は、下記の移送先において行われます。

記

開示請求に係る法人文書の名称等	
移送日	年月日
移送の理由	
移送先	【行政機関・独立行政法人名】 【所在地】 【部署名】 【担当者名】 【電話番号】

* 担当課等

総務企画課法規 · 調査係

法人文書の開示請求に関する意見について (照会)

殿

国立大学法人電気通信大学印

(あなた、行政機関、独立行政法人等機関名)に関する情報が含まれている本学保有の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第3条の規定による開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条[第1項]・[第2項]の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該法人文書を開示することについて御意見があるときは、同封の「法人文書の開示請求に関する意見書」をご提出くださるようお願いします。

なお、期限までに意見書の提出がないときは、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求のあった 法人文書の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
上記法人文書に記録されている(あなた、機関名)に関する情報の内容	
法第14条第2項 第1号又は第2号 の規定の適用区分 及び当該規定を適 用する理由	
意見書の提出先	国立大学法人電気通信大学 総務企画課 法規・調査係 〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1 電話:042-443-5888
意見書の提出期限	年 月 日

反対意見書に係る法人文書の開示決定通知書

殿

国立大学法人電気通信大学印

年 月 日付けで法人文書の開示に関する意見書のご提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号) 第 1 4 条第 3 項の規定により通知します。

記

開示決定した法人 文書の名称等					
開示することとした理由					
開示決定日	年	月	日		
開示を実施する日	年	月	目		

この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 2 条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に本学に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、本学を被告として (訴訟において本学を代表する者は国立大学法人電気通信大学長となります。)、裁判所に処分の 取消しの訴えを提起することができます。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通 裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

* 担当課等

総務企画課法規·調査係

法人文書開示決定通知書

殿

国立大学法人電気通信大学印

年 月 日付けで開示請求のあった法人文書の開示請求について、下記のとおり開示することを決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 開示する法人文書の名称
- 2 開示の実施が可能な方法等
 - (1) 開示の実施が可能な方法等 *同封の説明事項をお読みください。

法人文書の 種類・数量	開示の実施の方法	開示実施手数料の 単価	法人文書全体 について開示 を受けた場合 の基本額	法人文書全体について開示を受けた場合の開示実施手 数料

(注)FD、CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所用枚数が異なること等により開示実施手数料が変動することや保有する処理装置の性能等により必ずしもご希望どおりの開示の実施ができない場合がありますので、開示の実施方法の申出をする前にあらかじめ担当課までご連絡ください。

(2) 本学における開示実施が可能な日時及び場所

平日(土日祝日等本学の休日を除く。) 9時から17時まで(12時から13時を除く。)

場所:本学情報公開室

(3) 写しの送付の方法による開示の実施の場合の準備日数、郵送料(見込み額)

日数:「法人文書の開示の実施方法等申出書」が提出されてから一週間後までに発送予定。

郵送料(見込額): 「定形・定形外」 郵便物 円

3 審査請求等

この決定について、不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 2 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定について取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から6 τ 月以内に、本学を被告として(訴訟において本学を代表する者は国立大学法人電気通信大学長となります。)、裁判所に、処分の取消しを求める訴訟を提起することができます。ただし、この決定の日から1 年を経過したときは、提起することができなくなります。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の 所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

* 担当課等

総務企画課法規 · 調査係

<説明事項>

① 「開示の実施が可能な方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した法人文書の開示の実施方法等申出書(別紙第8号様式)により申出を行ってください。その後、本学から連絡する所要の開示実施手数料を納付してください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施が可能な方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途、法人文書の更なる開示の申出書(別紙第9号様式)を提出していただく必要があります。)。

事務所における開示の実施を選択される場合は、「本学における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記「④担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、担当課等に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用(郵便切手等)が必要になります。

② 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150頁ある法人文書を閲覧する場合:

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合:

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合(残りの30頁は開示を受けない):

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、開示実施手数料の減額(免除)申請書(別紙第10号様式)を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、本学窓口で納付するか、本学が指定する銀行口座への振込みによって納付してください。なお、振込にあたっては依頼人を忘れずに入力してください。

納付額についてご質問等ございましたら④の担当課等までお問い合わせください。

(振込口座)

③ 開示の実施について

本学における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、本学に来られる際に、本通知書をご持参ください。

④ 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、 下記担当までお問い合わせください。

〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1

国立大学法人電気通信大学 総務企画課法規・調査係

電話 042-443-5888

e-mail: houki-k@office.uec.ac.jp

法人文書開示決定通知書

殿

国立大学法人電気通信大学印

年 月 日付けで開示請求のあった法人文書の開示請求について、下記のとおり開示することを決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 開示する法人文書の名称
- 2 部分開示の場合、不開示とした部分とその理由
 - (1) 不開示とした部分
 - (2) 不開示とした理由
- 3 開示の実施が可能な方法等
 - (1) 開示の実施が可能な方法等 *同封の説明事項をお読みください。

法人文書の 種類・数量	開示の実施の方法	開示実施手数料の 単価	法人文書全体 について開示 を受けた場合 の基本額	法人文書全体について開示を受けた場合の開示実施手数料
				<i>3</i> , 11

(注)FD、CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所用枚数が異なること等により開示実施手数料が変動することや保有する処理装置の性能等により必ずしもご希望どおりの開示の実施ができない場合がありますので、開示の実施方法の申出をする前にあらかじめ担当課までご連絡ください。

(2) 本学における開示実施が可能な日時及び場所

平日(土日祝日等本学の休日を除く。) 9時から17時まで(12時から13時を除く。)

場所:本学情報公開室

(3) 写しの送付の方法による開示の実施の場合の準備日数、郵送料(見込み額)

日数:「法人文書の開示の実施方法等申出書」が提出されてから一週間後までに発送予定。

郵送料(見込額):[定形・定形外] 郵便物 円

4 審査請求等

不開示とした部分について、不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 2 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定について取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第

139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、本学を被告として(訴訟において本学を代表する者は国立大学法人電気通信大学長となります。)、裁判所に、処分の取消しを求める訴訟を提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の 所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

* 担当課等

総務企画課法規·調査係

<説明事項>

① 「開示の実施が可能な方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した法人文書の開示の実施方法等申出書(別紙第8号様式)により申出を行ってください。その後、本学から連絡する所要の開示実施手数料を納付してください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施が可能な方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途、法人文書の更なる開示の申出書(別紙第9号様式)を提出していただく必要があります。)。

事務所における開示の実施を選択される場合は、「本学における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記「④担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、担当課等に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用(郵便切手等)が必要になります。

② 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150頁ある法人文書を閲覧する場合:

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合:

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合(残りの30頁は開示を受けない):

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、開示実施手数料の減額(免除)申請書(別紙第10号様式)を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、本学窓口で納付するか、本学が指定する銀行口座への振込みによって納付してください。なお、振込にあたっては依頼人を忘れずに入力してください。

納付額についてご質問等ございましたら④の担当課等までお問い合わせください。

(振込口座)

③ 開示の実施について

本学における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、本学に来られる際に、本通知書をご持参ください。

④ 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、 下記担当までお問い合わせください。

〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘1-5-1

国立大学法人電気通信大学 総務企画課法規・調査係

電話 042-443-5888

e-mail: houki-k@office.uec.ac.jp

法人文書不開示決定通知書

殿

国立大学法人電気通信大学 印

年 月 日付けで開示請求のあった法人文書の開示請求について、下記のとおり全部を開示しないことを決定したので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号) 第9条第2項の規定により通知します。

記

開示請求に係 る法人文書の 名称等	
不開示とした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 2 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定について取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、本学を被告として(訴訟において本学を代表する者は国立大学法人電気通信大学長となります。)、裁判所に、処分の取消しを求める訴訟を提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所 在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

* 担当課等

総務企画課法規·調査係

電話:042-443-5888

法人文書の開示の実施方法等申出書

国立大学法人電気通信大学 殿

(ふりがな)	
住所又は居所 (法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地) 〒	
TEL:	
連絡先(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の氏名・住所・電話番	爭号

氏名または名称 (法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 1 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり開示の実施方法を申し出ます。

記

法人文開示決定通	日付: 年 月 日
知書の番号等	番号:電大 第 号
開示請求に係る法	名称:
人文書の名称等	種類・数量:
求める開示の実施 の方法 (法人文書開示決 定通知書記載の開 示実施の方法等か ら希望するものを 選択)	□本学において閲覧又は写しの交付を希望 □閲覧 □写しの交付 □一部について開示の実施を希望・部分ごとに異なる方法による開示の実施を希望 (法人文書の部分ごとに異なる方法による開示を求める場合に記入) ア 閲覧を希望する部分 □写しの交付を希望する部分 □写しの送付の方法による開示の実施を希望 (希望する実施方法を記載)
本学における開示の実施を希望する日	(本学における開示の実施を希望する場合に記入。ただし、法人文書開示決定通知書に記載された開示実施可能な日時に限る。) 希望日 (元号) 年 月 日 時 分

注)この申出書は、開示決定通知があった日から30日以内に提出してください。ただし、開示 請求書に記載された開示の実施の方法に変更がないときは提出の必要はありません。

	受理日:	年	月	日	
事務使用欄	開示実施手	数料:		円(内訳)
	開示実施手	数料の	納付:		

法人文書の更なる開示の申出書

国立大学法人電気通信大学 殿

(ふりがな)	
住所又は居所(法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地)	
T	
TEL:	
連絡先(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の氏名・住所・電話番	号

氏名または名称 (法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け電大総第 号で開示の実施を受けた件について、更に開示を受けたいので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 1 5 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

開示請求に係る法 人文書の名称	
最初に開示を受け た日	(元号) 年 月 日
求める開示の実施	□本学において閲覧又は写しの交付を希望
の方法等	□閲覧 □写しの交付
*法人文書開示決	□一部について開示の実施を希望・部分ごとに異なる方法による開示の
定通知書記載の	実施を希望
開示実施の方法	(法人文書の部分ごとに異なる方法による開示を求める場合に記入)
等から希望する	ア 閲覧を希望する部分
ものを選択	
*文書の同じ部分	
について既に開	イ 写しの交付を希望する部分
示を受けた方法	
と同一の方法に	
よる開示を求め	□写しの送付の方法による開示の実施を希望
ることはできま	
せん。	
本学における開示	(本学における開示の実施を希望する場合に記入。ただし、法人文書開示
の実施を希望する	決定通知書に記載された開示実施可能な日時に限る。)
日	希望日 (元号) 年 月 日 時 分

注) この申出書は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、提出していただく必要があります。

車数は田壛	事務使用欄 受理日: 年	月	日			
争伤使用佩	開示実施手	数料の	納付:		開示実施手数料:	円

開示実施手数料の減額(免除)申請書

国立大学法人電気通信大学 殿

氏名または名称(法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)
(ふりがな)
住所又は居所(法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地)

TEL:

連絡先(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の氏名・住所・電話番号)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示実施手数料の減免を申請します。

記

- 1 開示決定のあった法人文書の名称等
 - (1) 名称
 - (2) 開示決定通知書の日付及び文書番号
- 2 減額又は免除を求める額(開示請求1件につき2千円を限度とする。)
- 3 減額又は免除を求める理由(①又は②いずれかに○印を付してください。)
 - ① 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項第〇号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。
 - ② その他(具体的な理由を記載してください。)
- 4 添付資料
 - 3で①に○を付した場合は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 1 1 条第 1 項各号に掲げる 扶助を受けていることを証明する書面
 - 3で②に○を付した場合は、その他の事実を証明する書面

法人文書開示実施手数料の減額(免除)決定通知書

殿

国立大学法人電気通信大学印

年 月 日付けで申請のあった法人文書開示実施手数料の減額(免除)申請について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

[事案に応じ、該当しない項目を消去]

【法第17条第3項の事由に該当】

1 決定

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の経済的困難その他特別の理由があると認める。

- 2 対象となる法人文書とその開示の実施方法
 - (1) 名称
 - (2) 開示の実施方法
- 3 減額又は免除する額(開示請求1件につき2千円を限度とする。) [開示実施手数料について、 円を減額し開示実施手数料は 円とする。] [開示実施手数料 円の全額を免除する。]

【法第17条第3項の事由に該当しない】

1 決定

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の減額(免除)の理由に該当しない。

- 2 対象となる法人文書とその開示の実施方法
 - (1) 名称
 - (2) 開示の実施方法
- 3 理由

- 注1) 開示の実施を受ける場合には、開示実施手数料の納付が必要です。
- 注2) この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、本学に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この決定について取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、本学を被告として(訴訟において本学を代表する者は国立大学法人電気通信大学長となります。)、裁判所に、処分の取消しを求める訴訟を提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

* 担当課等

総務企画課法規·調査係

諮問通知書

殿

国立大学法人電気通信大学 印

年 月 日付けの本学に対する審査請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第19条第1項により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る法 人文書の名称等	
審査請求に係る決 定等	
審査請求の日及び 趣旨	(1) 審査請求の日(2) 審査請求の趣旨
諮問日及び諮問番 号	年 月 日 年度諮問 第 号

* 担当課等

総務企画課法規·調査係

審査請求に対する決定通知書

殿

国立大学法人電気通信大学 印

年 月 日付けで審査請求がありました件については、下記のとおり決定しましたので、通知 します。

記

審査請求に係る法 人文書の名称	
審査請求に対する決定	
審査請求に対する決定の理由	

この決定について取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から6 ヶ月以内に、本学を被告として(訴訟において本学を代表する者は国立大学法人電気通信大学長となります。)、裁判所に、処分の取消しを求める訴訟を提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の 所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

* 担当課等

総務企画課法規·調査係

第三者からの審査請求に関する決定通知書

殿

国立大学法人電気通信大学 印

年 月 日付けで審査請求がありました件については、下記のとおり決定しましたので、独立 行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 0 条の規定により通知し ます。

記

審査請求に係る法 人文書の名称						
審査請求に対する決定	[法第2	0条第三	1 号該当	(却下・棄却)	又は法第20条第2号該当]	
決定の理由						
決定日	年	月	日			
開示を実施する日	年	月	目			

この決定について取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、本学を被告として(訴訟において本学を代表する者は国立大学法人電気通信大学長となります。)、裁判所に、処分の取消しを求める訴訟を提起することができます。ただし、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の 所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

* 担当課等

総務企画課法規·調査係